

## 立川市立中学校に係る学校部活動の方針（案）

### 本方針策定の趣旨等

○ 本方針は、市立中学校の学校部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。  
文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようすること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。
- 学校全体として、教職員の負担軽減を図る趣旨を踏まえ、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

○ 立川市教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」と、東京都の「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和5年3月）」に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。

○ 立川市立中学校は、立川市の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 学校部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 立川市教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡潔で活用しやすい様式の作成等を行う。

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導員など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、

教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌になるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 立川市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るために研修等の取組を行う。

オ 立川市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和2年文部科学省告示第1号)に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

カ 立川市教育委員会及び校長は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を計画的に学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が指導や大会等の引率を担うことで、必ずしも教員が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制の構築を図る。

キ 立川市教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用時や任用後の定期において研修を行う。

ク 立川市教育委員会は、部活動指導員や外部指導員を確保しやすくするため、関係部署とも連携し、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に、運動部活動においては、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」に則った指導を行う。立川市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及

び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導員は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、競技種目の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導員は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与える、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等をただし理解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

### 【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定について、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

### 【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠の生活時間のバランスのとれた生活を送

ることができるよう、同様とする。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、立川市教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、立川市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。

また、文化部活動では、体験教室などの活動等、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 立川市教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導員が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担にならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 立川市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることができないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるように配慮する。

#### 5 学校部活動の地域連携

ア 立川市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が連携・協働した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 立川市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

平成 30 年 5 月 31 日 第 10 回教育委員会 「立川市中学校に係る運動部活動の方針」決定

【一部改正】  
令和 6 年〇月〇日 第〇回教育委員会 決定

立川市立中学校に係る学校部活動の方針（案）の一部改正

立川市立中学校に係る学校部活動の方針の一部を次のように改正する。

次の表中下線部及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
立川市立中学校に係る学校部活動の方針	立川市立中学校に係る運動部活動の方針
【本方針策定の趣旨等】	【本方針策定の趣旨等】
<p>…生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、…</p> <p>● 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにするために、バランスマネジメントの実現する心身の成長と学校生活を送ること。</p> <p>文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目標とした教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようになること。</p> <p>● 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。</p> <p>● 学校全体として、教職員の負担軽減を図る趣旨を踏まえ、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。</p>	<p>…生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、…</p> <p>● 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスマネジメントの実現する心身の成長と学校生活を送ることができるようにするために、バランスマネジメントの実現する心身の成長と学校生活を送ること。</p> <p>文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目標とした教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ること。</p> <p>● 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないよう、留意すること。</p> <p>● 学校全体として、教職員の負担軽減を図る趣旨を踏まえ、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。</p>

- 立川市教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）と、東京都の「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和5年3月）」に則り、・・・

(上の項に追加)

- 立川市教育委員会は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、東京都の「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」に則り、・・・
- 文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、「運動部活動の在り方にに関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）及び本方針に準じた取扱いを行う。
- 立川市教育委員会は、地域学校協働本部事業を活用して、中学校部活動指導員及び中学校部活動外部指導員の人才培养に努める。

(別の項へ移設)

- 立川市立中学校は、立川市の方針に則り、持続可能な部活動の在り方にについて検討し、速やかに改善に取り組む。

#### 1 適切な運営のための体制整備

##### (1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。・・・

#### 1 適切な運営のための体制整備

##### (1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は、立川市立中学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。・・・

##### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導員など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

<p>する。</p>	<p>イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、・・・、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員等の配置状況を・・・。</p>	<p>ウ ・・・、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行い、立川市られているか等について、適宜、指導・指導・是正を行う。</p>	<p>エ ・・・、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行い、立川市教育委員会に毎月の活動実績（活動時間を含む）を報告する。</p>	<p>オ 立川市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るために研修等の取組を行う。</p>	<p>カ 立川市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「公立学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等について（平成30年2月9日付け文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。</p>	<p>イ 立川市教育委員会は、各学校の生徒・教員の数や実態、中学校部活動指導員の配置状況並びに中学校部活動外部指導員の活用状況や校務分担の実態等を踏まえ、中学校部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。</p>
------------	---	--	--	---	--	---

<p><b>キ</b> 立川市教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について・・・を適切に行うこと、<u>体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）はいかなる場合も・・・</u></p> <p>立川市教育委員会は、部活動指導員や外部指導員を確保しやすくするため、関係部署とも連携し、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努める。</p>	<p><b>2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</b></p> <p>(1) 適切な指導の実施</p> <p>ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスマントの根絶を徹底する。</p> <p>特に、運動部活動においては、スポーツ庁及び文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」に則った指導を行う。立川市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p>	<p>イ 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導員は、スポーツ医・科学の見地からは、・・・を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成で</p>
<p>な指、中学校部活動指導員及び中学校部活動外部指導員が、学校教育について・・・を適切に行うこと、<u>生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も・・・</u></p>	<p><b>2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組</b></p> <p>(1) 適切な指導の実施</p> <p>ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスマントの根絶を徹底する。</p> <p>立川市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。</p>	<p>イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、・・・を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成で</p>

(一部新たな項目に移設)

きるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導員は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与える、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等をただし理解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しみ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引の活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導員は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引の活用

運動部活動顧問は、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体が作成した指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

<p><b>3 適切な休養日の設定</b></p> <p><b>【休養日】</b></p> <p>2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。</p>	<p>イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、・・・に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、ホームページ等で公表する。また、各運動部の活動内容を・・・</p> <p>ウ 休養日及び・・・の一定期間等、運動部共通、学校全体、・・・</p> <p><b>4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備</b></p> <p><b>(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置</b></p> <p>ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女とともに二極化の状況にあり、特に中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができ</p>
<p><b>3 適切な休養日の設定</b></p> <p><b>【休養日】</b></p> <p>2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期間の休養期間（オフシーズン）を設ける。</p>	<p>イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、・・・に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、ホームページ等で公表する。また、各運動部の活動内容を・・・</p> <p>ウ 休養日及び・・・の一定期間等、運動部共通、学校全体、・・・</p> <p><b>4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備</b></p> <p><b>(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置</b></p> <p>ア 校長は、生徒の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。</p>

る運動部を設置する。

具体的な例としては、運動部活動では、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

また、文化部活動では、体験教室などの活動等、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

立川市教育委員会及び校長は、・・・ができない場合や、部活動指導員や外部指導員が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しみることを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担にならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

立川市教育委員会及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけではなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるように配慮する。

<p><b>5 学校部活動の地域連携</b></p>	<p><b>(2) 地域との連携等</b></p> <p>ア 立川市教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が連携・協働した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。</p> <p>(削除)</p>	<p>ア 立川市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、地域学校協働本部事業を生かして学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めます。</p> <p>イ 立川市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。</p> <p>イ 立川市教育委員会及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。</p> <p>(項全体を削除)</p> <p>5 学校単位で参加する大会等の見直し</p> <p>ア 東京都中学校体育連盟及び立川市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統率合等を主催者に要請する。</p> <p><b>【大会数の上限に係る立川市教育委員会の見解】</b></p> <p>運動部活動の大会については、種目の特性や生徒への意欲の向上の観</p>
----------------------------	---	---

<p>点から中体連主催、市主催、それぞれの競技団体主催等の様々な大会に参加している現状があり、一律に上限を定めることによって、かえつて現場に混乱を生じさせる恐れがある。</p> <p>一方で、適切な休養日を検討するのと同様に、これまで参加してきた大会が本当に生徒の意欲や技能の向上等にとって有効であったのか、また生徒や運動部顧問の過度な負担となつていなかつたか見直す必要がある。</p> <p>校長は、各部活動においては、十分に検討した上で、できる限り参加大会数を精選していく。</p>	<p>イ 校長は、東京都中学校体育連盟及び立川市教育委員会の見解を踏まえ、生徒の教育上の意義や生徒や運動部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。昨年度までに、多くの大会に参加している運動部活動で、一度に参加する大会数を減らすのが困難な場合は、生徒や運動部顧問の負担を考慮し、段階的に参加する大会数を精選していく。また、参加する大会を減らさない部活動については、その大会に参加する意義等を明確にする。</p>
<p>平成 30 年 5 月 31 日 第 10 回教育委員会 「立川市中学校に係る運動部活動の方針」決定 【一部改正】 令和 6 年 3 月 8 日 教育委員会 決定</p>	<p>平成 30 年 5 月 31 日 第 10 回教育委員会 決定 立川市中学校に係る運動部活動の方針</p>